

柏原市

介護予防・日常生活支援総合事業資料

日時：平成28年10月25日
会場：柏原市役所別館3階（フローラルセンター）大議室

柏原市 高齢介護課・福祉指導監査課
高齢者いきいき元気センター

1	柏原市の高齢社会の現状について
(1)	柏原市の人口と高齢化推移(5年間隔)と介護保険事業計画の推移
2	制度改正の内容について (介護予防・日常生活支援総合事業の概要)
(1)	地域包括ケアシステムの構築について
(2)	総合事業の概要
(3)	総合事業と生活支援サービスの充実
(4)	介護予防・日常生活総合支援事業(新しい総合事業)総合事業の構成
3	柏原市の総合事業の概要について
(1)	訪問型サービス (案)
(2)	通所型サービス (案)
(3)	介護予防ケアマネジメント (案)
4	柏原市の総合事業(事業者指定方式で実施するサービス)の基準・指定等について
(1)	訪問型サービスの基準 (案)
(2)	通所型サービスの基準 (案)
(3)	総合事業の事業者指定について
5	柏原市の総合事業の支給限度額・移行時期について
(1)	総合事業の支給限度額
(2)	利用者の総合事業への移行時期について
6	柏原市の総合事業による介護予防ケアマネジメントの概要について
(1)	介護サービスの利用の手続き
(2)	総合事業の利用の流れ
(3)	基本チェックリスト様式

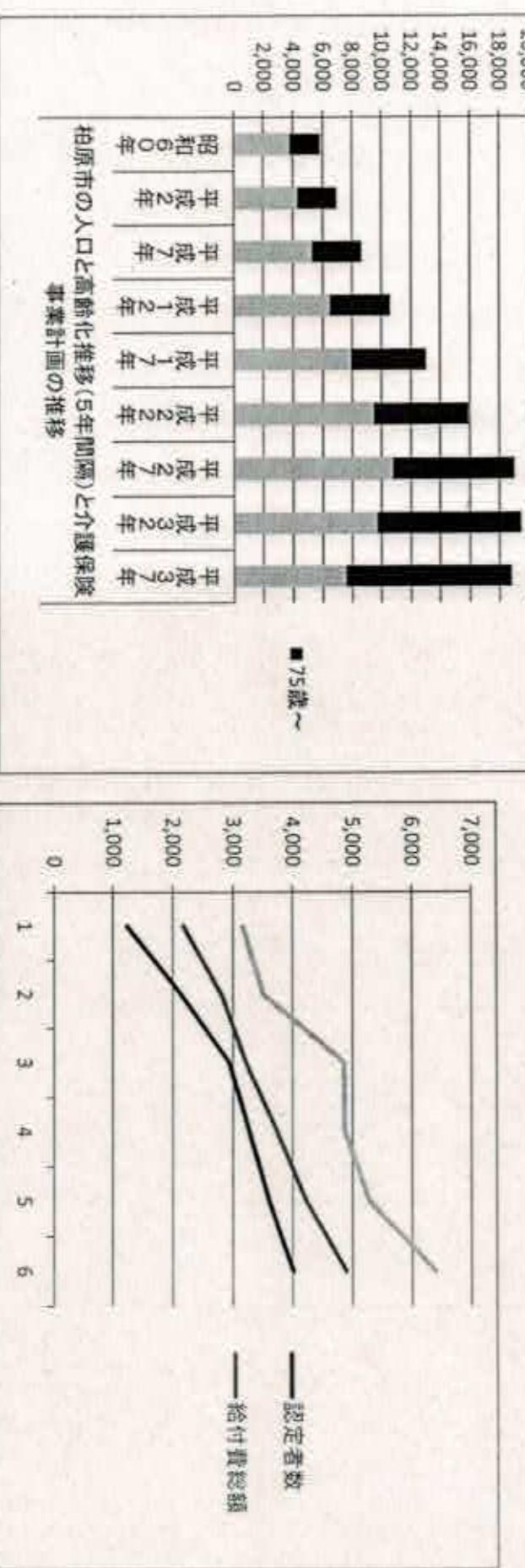
1 柏原市の高齢社会の現状について

(1)

柏原市の人口と高齢化推移(5年間隔)と介護保険事業計画の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
65歳～74歳	3,772	4,304	5,293	6,473	7,920	9,501	10,769	9,722	7,578
75歳～	2,079	2,657	3,386	4,128	5,130	6,399	8,240	9,730	11,220
高齢者数	5,851	6,961	8,679	10,601	13,050	15,900	19,009	19,452	18,798
総人口	73,252	76,819	80,303	79,227	77,034	74,773	71,564	67,751	63,458
高齢化率	8.0%	9.1%	10.8%	13.4%	16.9%	21.3%	26.6%	28.7%	29.6%

* 参考:22年まで国勢調査、27年は10月末実数、32年以後は計画推計



介護保険事業計画 第1期から第6期までの推移

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
計画初年	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年
認定者数	1,238	2,144	2,935	3,271	3,608	4,010 (人)
給付費総額	2,181	2,804	3,213	3,740	4,230	4,893 (百万円)
月額基準保険料	3,164	3,512	4,856	4,872	5,291	6,407 (円)

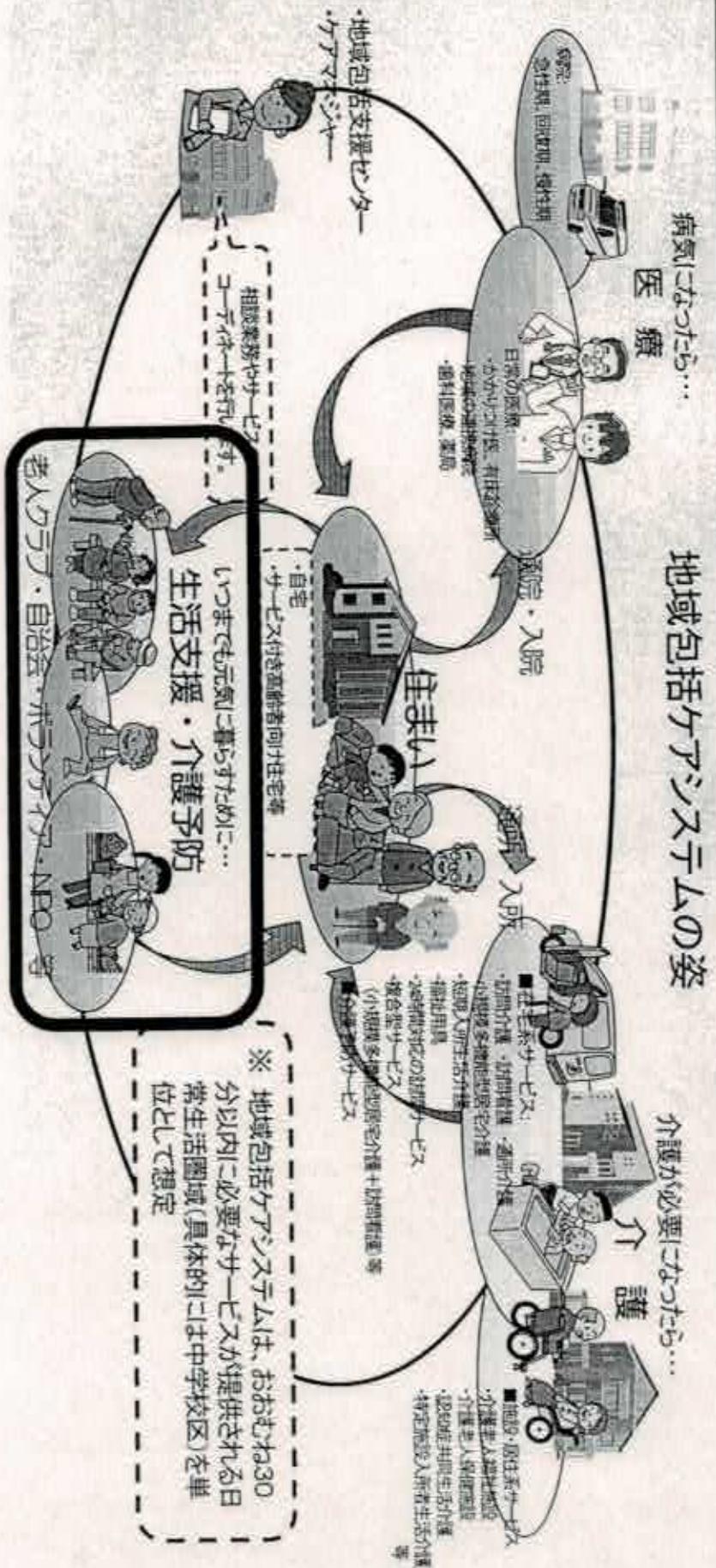
※ 平成15年の給付費は、計画に実績値の掲載なく、第2期推計の平均額を記載。

2 制度改正の内容について

(介護予防・日常生活支援総合事業の概要)

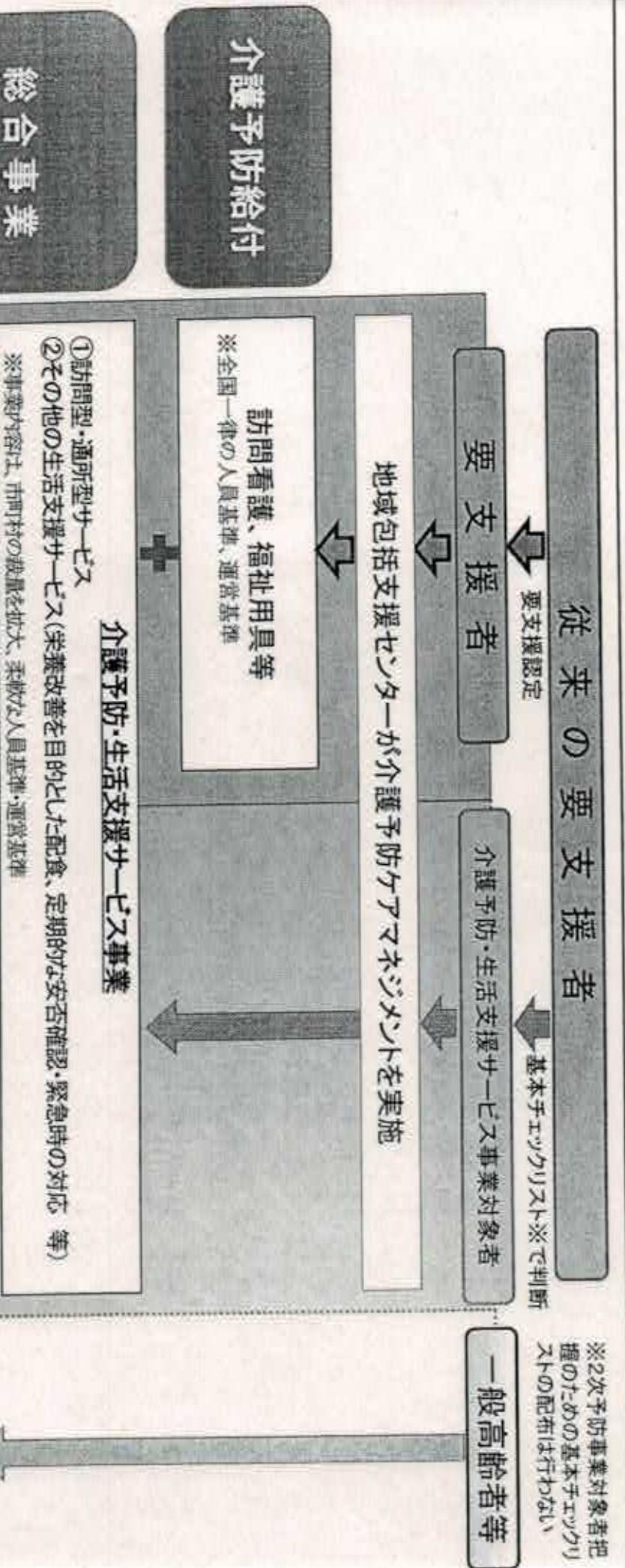
地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を中途に、重度な要介護状態となつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



【参考】総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
- 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
- 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



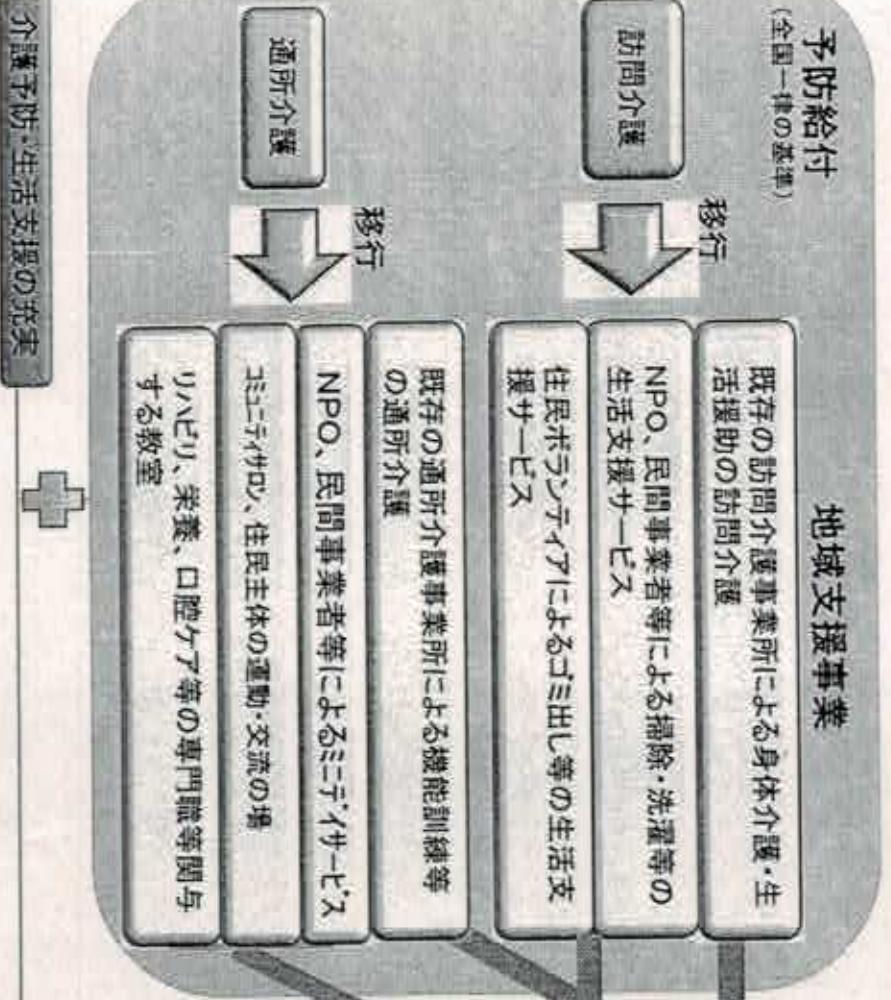
一般介護予防事業(要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実等。全ての高齢者が対象。)

第1 総合事業に関する総則的な事項

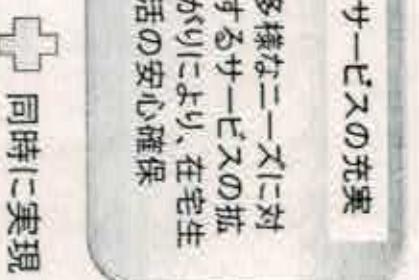
○予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。

- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。

【参考】総合事業と生活支援サービスの充実

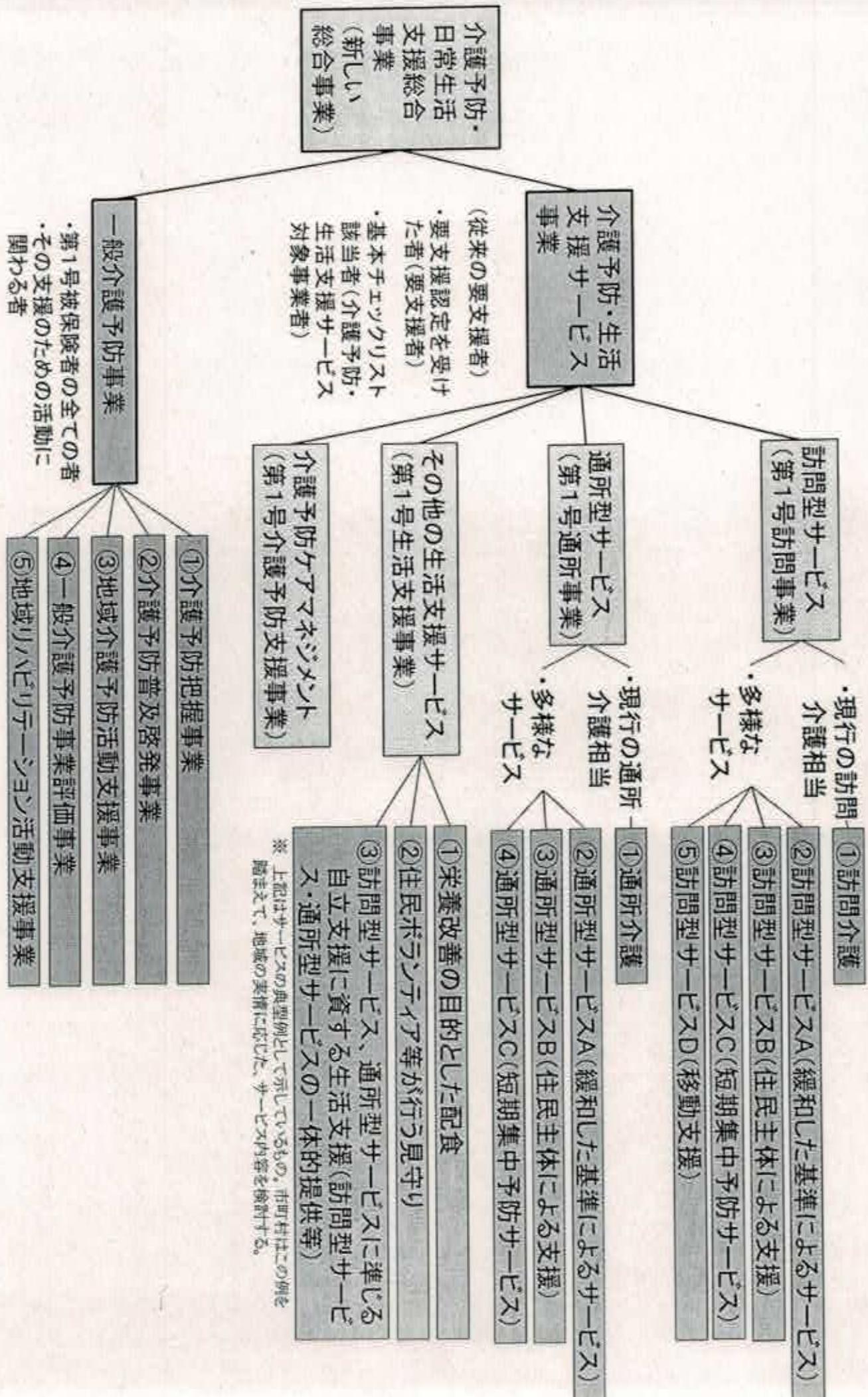


- ・専門的なサービスを必要とする人は専門的なサービスの提供(専門サービスにふさわしい単価)
- ・多様な扱い手による多様なサービス(多様な単価、住民主体による低廉な単価の設定、単価が低い場合には利用料も低減)



- ・住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動の推進
- ・元気な時からの切れ目ない介護予防の継続
- ・リハビリーション専門職等の関与による介護予防の取組
- ・見守り等生活支援の担い手として、生きがいと役割づくりによる互助の推進

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



3 柏原市の総合事業の概要(案)について

(1) 訪問型サービス (案)

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス
種別	① 旧介護予防訪問介護相当事業 A-1	② 訪問型サービス A (緩和した基準によるサービス) A-2
提供者	訪問介護員等	訪問介護員等 一定の研修受講者
内容	「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日老計第10号)	軽度の生活援助 (老計第10号の範囲内)
考え方	1 身体介護～2 生活援助 ～2 生活援助	2 生活援助
（例） 捕提	（例）・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース	（例）・一部のADLの欠如により、必要最小限の生活援助を行うことより、日常生活が成立するケース。 かつ、生活援助を通じて、生活機能の回復を図る場合
実施方法	事業者指定 事業者指定	事業者指定 委託
単位 (単価)	現行と同様の単価 訪問型サービス I 1,168 単位など (要支援1・月単位・週1回程度) (1,168 単位÷4=292 単位)	1回 225 単位/回 初回加算 200 単位/月 料金改定結果(月額料金改定)
利用者負担	1割 (2割)	1割 (2割) 上記の1割程度 利用者負担なし

(2) 通所型サービス (案)

基 準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
種 别	① 旧介護予防通所介護相当事業	② 通所型サービスA 【既存した基準によるサービス】	③ 住民主体の通いの場 【一般介護予防事業】	④ 短期集中予防サービス 【一般介護予防事業】
内 容	現行の介護予防通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニディサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、 自主的な通いの場	生活機能を改善するための 運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
考 え 方	《各種指向加算あり》 ○集中的に生活機能の向上 のトレーニングを行うこと で改善・維持が見込まれ るケース ※3~6ヶ月ごとに評価 多様なサービス利用を促す	○「多様なサービス」の利用 が難しいケース ○既にサービスを利用している ケースで、サービスの利 用の継続が必要なケース	○「住民主体の通いの場」への参加が難し いケース (例：認知機能の低下・送迎が必要) 高齢者同士の仲間づくり	住み慣れた地域での居場所 健康・生活機能維持 ("100歳体操") ※3~6ヶ月の短期間で行う
提 供 者	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者	ボランティア主体	リハ職・保健師
実 施 方 法	事業者指定	事業者指定	住民による自主運営	委託
单 位	現行と同様の単価 通所型サービス 1,1647 単位など (要支援 1・月単位・週1回程度) (1,647 単位 ÷ 4 = 411 単位)	全日 265 単位/回 半日 197 単位/回程度 (送迎加算 片道 23 単位) (入浴加算 35 単位)	《高齢者・障害者施設運営》 《世帯介護支援事業》	《世帯介護支援事業》
利 用 者 負 担	1割 (2割)	1割 (2割)	利用者負担なし	利用者負担なし

(3) 介護予防ケアマネジメント (案)

(参考) 介護予防支援		ケアマネジメントA	ケアマネジメントB
内 容	現行ケアマネジメント	現行と同様のケアマネジメント	プロセス等を簡略化したケアマネジメント
対 象	予防給付を利用する場合 事業所によるサービス(既往)(予防給付と総合事業を併用する場合)	事業所によるサービス(既往)(を利用する場合)	事業所以外のサービスのみ を利用する場合
ブ ロ セ ス	アセスメント →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →サービス利用 →モニタリング	アセスメント →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →サービス利用 →モニタリング	アセスメント →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議(適宜) →サービス利用 →モニタリング(適宜)
単 価	基本報酬：430 単位 + 加算 初回加算：200 単位	基本報酬：430 単位	基本報酬：300 単位

4 柏原市の総合事業 (事業者指定方式で実施するサービス)の 基準(案)・指定等について

(1) 訪問型サービスの基準（案）

現行の介護予防訪問介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス (訪問型サービスA)
<ul style="list-style-type: none"> 管理者※1 常勤・専従1以上 訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者など】 <p>・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者など】</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>※2 一部非常勤職員も可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 管理者※1 専従1以上 従事者 常勤換算1.5以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者など】 又は一定の研修受講者】 <p>・訪問事業責任者 常勤の従事者のうち、利用者40人に1人以上※2 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者など】</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>※2 一部非常勤職員も可能。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 必要な設備・備品 <p>・個別サービス計画の作成 ・運営規程などの説明・同意 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供 など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・運営規程などの説明・同意 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 など
<p>人 員</p>	<p>運 営</p>

(2) 通所型サービスの基準(案)

	現行の介護予防通所介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス (通所型サービスA)
人員	<ul style="list-style-type: none"> 管理者※ 常勤・専従1以上 生活相談員 専従1以上 看護職員 専従1以上（利用定員が10名を超える場合） 介護職員 ~15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上 （生活相談員・介護職員の1以上は常勤） 機能訓練指導員 1以上 <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 管理者※ 専従1以上 従事者 ~15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.1以上 <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>
設備	<ul style="list-style-type: none"> 食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） 静養室・相談室・事務室 消火設備その他の非常災害に必要な設備 必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上。ただし、通所型サービスAのみを実施する事業所は2.3㎡×利用定員以上） 消火設備その他の非常災害に必要な設備 必要なその他の設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成 運営規程などの説明・同意 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 秘密保持等 事故発生時の対応 廃止、休止の届出と便宜の提供など 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、個別サービス計画の作成 運営規程などの説明・同意 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 秘密保持等 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 など

(3) 総合事業の事業者指定について

1 総合事業の事業者指定の有無について

平成27年3月31日時点での介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けている事業所	平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業所
○(みなし指定) 現行の介護予防相当の サービス	× 平成30年3月31日まで有効
緩和した基準による サービス (訪問A・通所A)	×

- …平成29年4月1日からはじまる介護予防相当サービスのみ提供が可能。ただし、総合事業のみなし指定不要の届出をしている事業所を除く。
- ×…総合事業のサービス提供不可。(新たに指定申請が必要。)

2 総合事業の事業者指定の範囲について

(1) みなし指定を受けている事業所

みなし指定を受けている事業所については、全ての市町村において総合事業の指定事業者の指定を受けているとみなすこととされていることから、原則どの市町村の被保険者に対して介護予防相当サービスを提供することは可能。ただし、当該被保険者の市町村が定める基準やみなし指定の有効期間に留意すること。

(2) これから総合事業の指定を受ける事業所

原則柏原市の被保険者のみ指定の効力がある。他市町村の被保険者を受け入れる場合は、当該他市町村の指定が必要。

3 総合事業の事業者指定等の手続きについて

平成29年1月ごろに指定申請の申請書類や受付期間等をホームページ等で周知予定。

5 柏原市の総合事業の支給限度額 ・移行時期(案)について

(1) 総合事業の支給限度額

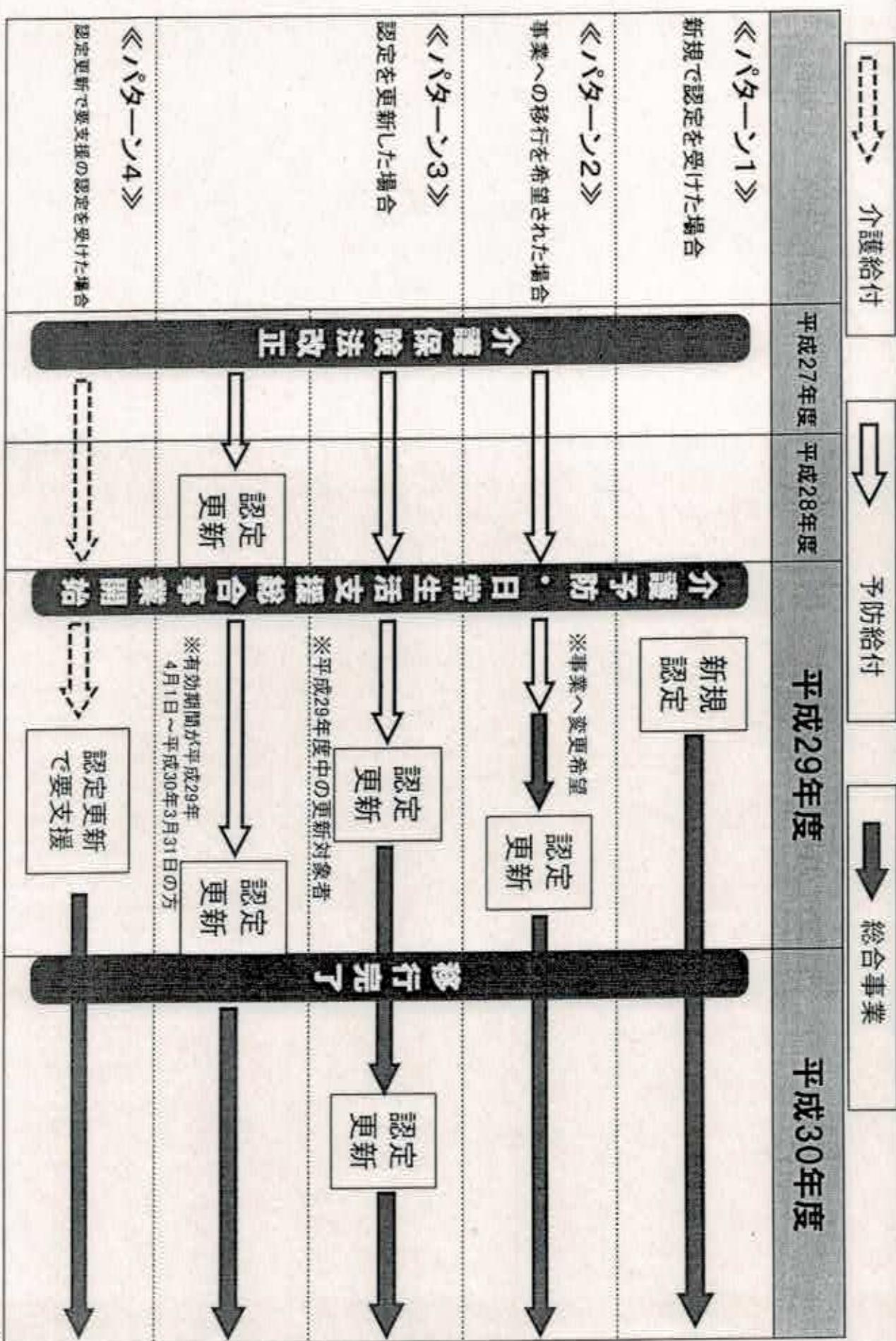
«給付管理の対象となるサービス»

利用者区分	給付管理の対象となるサービス
要支援1・2	予防給付サービス+現行相当サービス+訪問・通所型サービスA
事業対象者 (チェックリスト該当者)	現行相当サービス+訪問・通所型サービスA

«支給限度額»

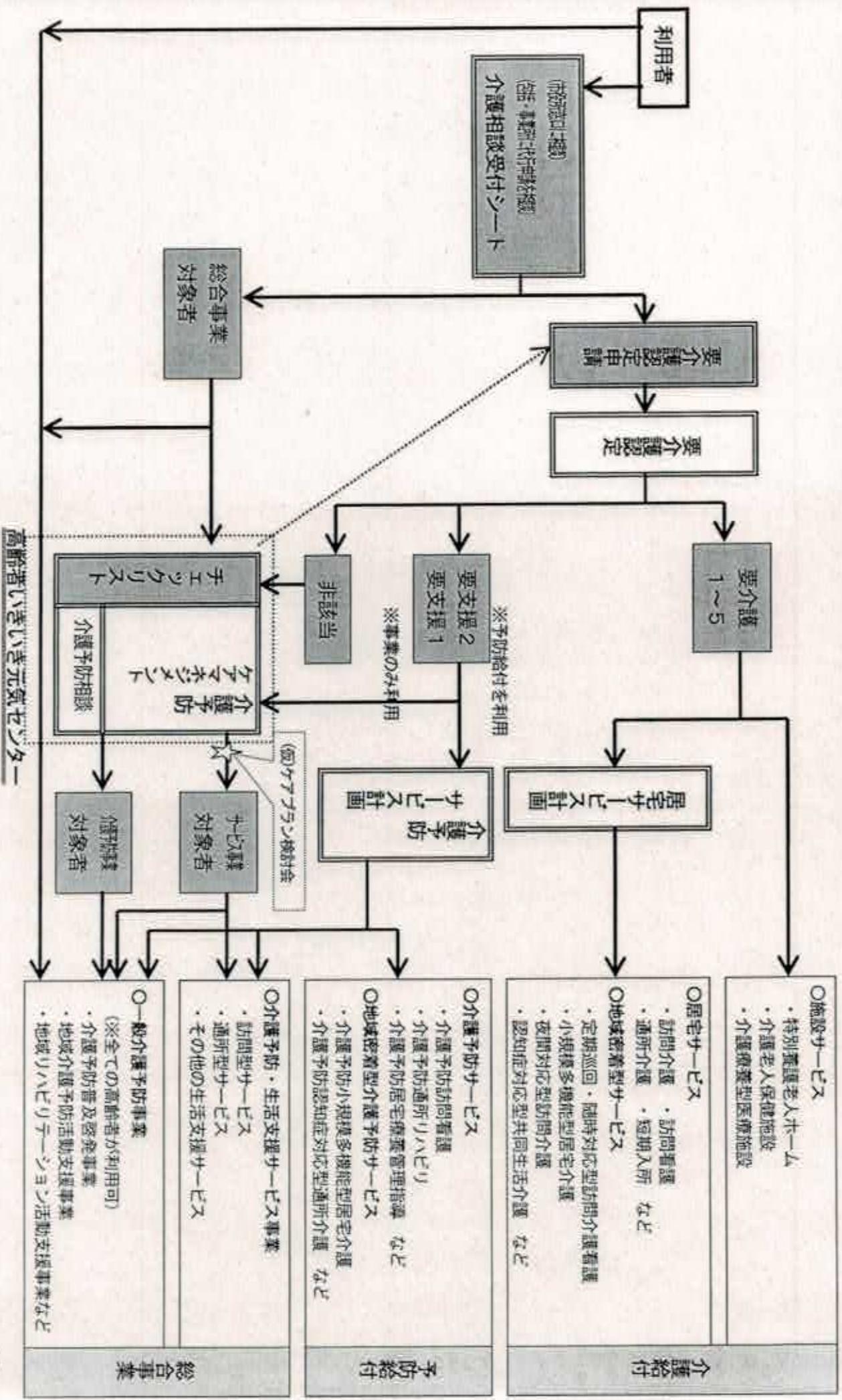
利用者区分	支給限度額
要支援2	10,473単位
要支援1	5,003単位
事業対象者 (チェックリスト該当者)	5,003単位

(2)利用者の総合事業への移行時期について



6 柏原市の総合事業による介護予防ケアマネジメント の概要について

(1) 介護サービスの利用の手続き



(2) 総合事業の利用の流れ

(1) 相談

被保険者からの相談

- ① 介護保険制度の説明
② 介護相談受付シート

(目的・内容・手続きなどの説明)
(相談者から、「介護予防・生活支援サービス」もしくは「介護サービス」の希望の聞き取り)

相談内容	要介護認定調査を申請する場合	総合事業利用のためのチェックリストを申請する場合
相談者の状況	明らかに介護サービスの利用が必要な場合 →以外	→以外 (チェックリストだけで迅速にサービスを利用できる場合があります。)

※介護相談受付シート提出先：「要介護認定調査」→柏原市役所・業務係22番窓口★「要介護認定」の場合は現行どおり（記載省略）

「総合事業・チェックリスト」→柏原市高齢者いきいき元気センター

(2) チェックリストの実施

利用者の心身状況の把握

(3) 介護予防ケアマネジメントの実施

利用者に対して、介護予防・生活支援を目的に、その心身の状況等に応じて、
その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う。

※市窓口・いきいき元気センター・事業所（代行申請）

- （相談者から、「介護予防・生活支援サービス」もしくは「介護サービス」の希望の聞き取り）

（目的・内容・手続きなどの説明）
（相談者から、「介護予防・生活支援サービス」もしくは「介護サービス」の希望の聞き取り）

（目的・内容・手続きなどの説明）

（目的・内容・手続きなどの説明）

（目的・内容・手続きなどの説明）

（目的・内容・手続きなどの説明）

（目的・内容・手続きなどの説明）

(4) 総合事業のサービス利用開始

高齢者いきいき元気センター

(3) 基本チェックリスト様式

記入日：平成 年 月 日 ()

氏名		住 所		生年月日	
希望するサービス内容					
No.	質問項目			回答：いずれかに○をお付けください	
1	バスや電車で1人で外出していますか			0. はい	1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか			0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか			0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか			0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか			0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか			0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか			0. はい	1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか			0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか			1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか			1. はい	0. いいえ
11	6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか			1. はい	0. いいえ
12	身長 cm	体重 kg	(BMI =) (注)		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか			1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でもむせることがありますか			1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか			1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか			0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか			1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか			1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか			0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか			1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない			1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやっていたことが楽しめなくなった			1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる			1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない			1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする			1. はい	0. いいえ

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合に該当とする